

27田監第 5 号
平成 27 年 2 月 18 日

田 村 市 長 富 塚 宥 暲 様
田 村 市 議 会 議 長 長 谷 川 元 行 様

田村市監査委員 橋 本 光 義

同 猪 瀬 明

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果報告について（通知）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 25 年度において田村市が財政援助を行った団体について監査を実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政援助団体等において、財政援助等に係る事務事業が、適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか。また、各団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼に実施する。

第3 監査の範囲

平成25年度における補助金等の財政的援助にかかる事業の出納その他の事務

第4 監査の対象

平成25年度において補助金、補給金、助成金等の名称で金銭の交付を受けた全ての団体及び個人の中から次の5団体（3事業）を抽出した。

(1) 農林業振興事業「園芸作物品質向上対策支援事業補助金」

対象団体：たむら農業協同組合 園芸振興部会

所管課：産業部 農林課

(2) 街路灯設置事業「街路灯LED化事業補助金」

①対象団体：七郷街路灯組合

②対象団体：移街路灯組合

③対象団体：栄町中央街路灯組合

所管課：産業部 商工観光課

(3) 観光推進事業「都路灯まつり補助金」

対象団体：都路灯まつり実行委員会

所管課：都路行政局 産業建設課

第5 監査の実施日時及び場所

平成27年2月6日

場 所	時 間	監査の対象事業・補助金・団体・所管課等
本 庁 監査委員事務局	9:55～10:50	農林業振興事業「園芸作物品質向上対策支援事業補助金」 対象団体：たむら農業協同組合 園芸振興部会 所管課：産業部農林課
	11:00～12:10	街路灯設置事業「街路灯LED化事業補助金」 対象団体：七郷街路灯組合 対象団体：移街路灯組合 対象団体：栄町中央街路灯組合 所管課：産業部 商工観光課
	13:25～14:10	観光推進事業「都路灯まつり補助金」 対象団体：都路灯まつり実行委員会 所管課：都路行政局 産業建設課

第6 監査の方法

- (1) 抽出した監査対象団体等を対象に所管課所より「補助金の支出状況を示す書類」、「申請補助団体等の収支決算書又は実績報告書」、「収支決算に係る一連の書類」、「会計帳簿等の写し」等の提出を求め、予め事務補助職員による予備検査を行う。
- (2) 監査当日、関係課長等から提出された監査資料の説明を受けると共に、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認を行う。
- (3) 問題等があれば、改善、検討を指示する。また、監査委員から口頭で講評を行う。

第7 監査の着眼点

- (1) 補助金決定の法令（市条例・規則）等の適合性
- (2) 補助金交付目的及び補助対象事業の内容の明確性
- (3) 補助金等の対象経費の明確性、経理等の適正等
- (4) 補助金の効果、条件履行の確認等の適切性
- (5) 補助金交付団体への指導監督の適正性

第8 監査の結果

各補助金とも所管課所において規則、要綱等に基づき適正に交付されている。また、補助を受けた財政援助団体においては、補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においてもおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、各財政援助団体の概要及び意見、指摘事項は次のとおりである。

1 田村市農林業振興事業補助金

(1) 団体の名称及び事業の目的等

対 象 団 体	たむら農業協同組合 園芸振興部会 部会長 安部昭一
① 事業の目的	園芸作物（ピーマン）について露地栽培からハウスまたはトンネル栽培へ転換し、出荷の前進化を図ることにより市場確保を推進し、価格の安定維持を図るため。
事業の内容	ハウスまたはトンネル栽培施設（資材）導入

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市補助金等の交付等に関する規則及び田村市農林業振興事業補助金交付要綱、田村市農林業振興事業事務取扱要領に基づくもの

(3) 補助金の算定及び交付状況

① 補助金の額	8,316,902円（総事業費:27,723,058円）
② 補助金の算定	根拠法令等に基づき、適正に算出されている。
③ 補助金の交付状況	根拠法令等に基づき、適正に交付されている。

(4) 事務の執行状況

補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においてもおおむね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び改善を要する事項

特に、指摘する事項及び改善を要する事項は認められなかった。

なお、事務処理上改善又は留意すべきもので軽微なものについては、口頭により改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正に事務を執行されたい。

2 田村市街路灯設置事業費等補助金

(1) 団体の名称及び事業の目的等

①	対 象 団 体	七郷街路灯組合 組合長 半谷理孝
	事 業 の 目 的	街路灯整備による電気料金の軽減化と、明るい街づくりによる地域の安心・安全に寄与する。
	事 業 の 内 容	街路灯のLED化
②	対 象 団 体	移街路灯組合 組合長 菊地武司
	事 業 の 目 的	街路灯整備による電気料金の軽減化と、明るい街づくりによる地域の安心・安全に寄与する。
	事 業 の 内 容	街路灯のLED化
③	対 象 団 体	栄町中央街路灯組合 組合長 吉田勝利
	事 業 の 目 的	街路灯整備による電気料金の軽減化と、明るい街づくりによる地域の安心・安全に寄与する。
	事 業 の 内 容	街路灯のLED化

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市補助金等の交付等に関する規則及び田村市街路灯設置事業費等補助金交付要綱に基づくもの

(3) 補助金の算定及び交付状況

①	補 助 金 の 額	七郷街路灯組合	2,250,958円 (総事業費:6,165,668円)
		移街路灯組合	1,471,234円 (総事業費:4,029,900円)
		栄町中央街路灯組合	1,595,625円 (総事業費:4,370,625円)
②	補助金の算定	いずれも根拠法令等に基づき、適正に算出されている。	
③	補助金の交付状況	いずれも根拠法令等に基づき、適正に交付されている。	

(4) 事務の執行状況

補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においてもおおむね適正に執行されている。

(5) 備品の管理状況

各団体の備品等管理運営規程等に基づき、適正に管理されている。

(6) 指摘事項及び改善を要する事項

特に、指摘する事項及び改善を要する事項は認められなかった。

なお、事務処理上改善又は留意すべきもので軽微なものについては、口頭により改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正に事務を執行されたい。

3 都路灯まつり補助金

(1) 団体の名称及び事業の目的等

①	対 象 団 体	都路灯まつり実行委員会 委員長 坪井都一
	事 業 の 目 的	東京電力福島第一原子力発電所事故より都路町全体の7割が今もなお避難生活を送っている。「都路灯まつり」の開催により町民の帰還促進及び都路町の復興推進を図る。
	事 業 の 内 容	竹灯点灯、ステージイベント、飲食物等提供出店など

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市補助金等の交付等に関する規則

(3) 補助金の算定及び交付状況

①	補助金の額	4,600,000円（総事業費:4,600,000円）
②	補助金の算定	根拠法令等に基づき、適正に算出されている。
③	補助金の交付状況	根拠法令等に基づき、適正に交付されている。

(4) 事務の執行状況

補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においてもおおむね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び改善を要する事項

特に、指摘する事項及び改善を要する事項は認められなかった。

なお、事務処理上改善又は留意すべきもので軽微なものについては、口頭により改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正に事務を執行されたい。